

第 13 回

食料・農業・農村政策審議会

基本法検証部会

第 13 回

食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会

日時：令和 5 年 4 月 14 日（金）13：29～15：29

会場：農林水産省 7 階講堂

議 事 次 第

1. 開会
2. 食料・農業・農村基本法の検証・見直し検討について
〔今後の施策の方向（農村・環境）〕
3. 閉会

【配布資料一覧】

議事次第

- 資料 1 基本法検証部会委員名簿
- 資料 2 今後の施策の方向（農村）
- 資料 3 今後の施策の方向（環境）
- 第13回基本法検証部会 茂原委員提出資料
- 第13回基本法検証部会 上岡委員コメント
- 参考資料 食料・農業・農村基本法

午後 1 時 2 9 分 開会

○政策課長 それでは定刻となりましたので、ただいまから第13回食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、本日は御多用中にもかかわらずお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日は、磯崎委員、上岡委員、堀切委員が所用により御欠席ということになっております。

現時点での委員の出席者は17名でございます、食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項及び第3項の規定による定足数、3分の1以上をそれぞれ満たしていることを御報告いたします。

本日の審議会は公開といたしまして、会議の議事録は農林水産省のウェブ上で公表いたしますが、委員の皆様には公表する前に内容の確認をいただきたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、開会に際しまして、野村農林水産大臣から御挨拶をお願いいたします。

○農林水産大臣 こんにちは。もう13回目を迎えました、この審議会の基本法検証部会でございますが、10回目から今後の展開方向について議論をいただいているわけでございますけれども、毎度毎度皆さん方には本当にお忙しい中にこうしてお集まりいただきましたこと、心から感謝を申し上げる次第でございます。

今申し上げましたように、今日は農村及び環境分野の施策の方向について御議論をいただくということになっておりますので、皆さん方の忌憚のない御意見をいただきながら、まとめに入らせていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

本日はどうも御苦労さまでございます。

○政策課長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては中嶋部会長をお願いいたします。

○中嶋部会長 中嶋でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会は15時30分まで開催する予定でございます。

ただいま大臣からも御紹介いただきましたとおり、今回は農村・環境分野の今後の施策の方向についての御議論をいただきたいと思います。前回同様、意見交換の際は委員の皆様の間で議論できるように進めていきたいと考えております。この点、御留意いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

○総括審議官 総括審議官でございます。

資料2と資料3を用いまして、農村施策の方向性、あと環境関連の施策の方向性について説明をさせていただきます。

まず資料2を御覧ください。

まず1ページ目ですけれども、現行基本法の留意点というところで何点か書いておりますけれども、現行基本法で初めて農村施策というのは位置付けられたものでございます。

その背景として、この前の農業基本法時代におきましても、都市と農村の所得格差というのはかなり意識されていたところがございますけれども、当時の社会情勢もあって、都市で不足する労働者を農村から移動させるということが求められていたということもございまして、むしろ、都市に労働者を送り出すと。残った人が田植機・コンバインなど、当時機械化が進展した背景の中で、こういうものを導入していくことで構造改善を進めるといことで農業の近代化を図ると。

という意味で、ある意味では農村の人口減というのは前向きに受け入れられていた側面もございます。

現行基本法におきまして、むしろ農村が農業生産の場だとともに農業者の生活の場と位置付けられるようになったわけですけれども、その背景といたしましては、既にその当時、過疎問題などの地方の人口減少というものが課題になっておりましたので、持続的な農業生産を行うためには農村からの更なる人口流出を防ぐ必要があるという中で、農村において生産基盤の整備だけではなくて、交通、衛生、文化等の生活環境の整備を図っていくといことで農村の振興を図っていくという考えが導入されたというところで、現行基本法において、より地域政策っぽい形の政策というのが定義されたということがございます。

それで何点か更に留意点でございます。中山間地域への注目ということでございます。

繰り返しこれまでも説明しておりますけれども、農業基本法から現行基本法の中で価格政策の見直しをして、構造政策に転換していこうと、そういう流れがあったわけですけれども、構造政策というのは効率的・安定的な農業経営を中心に競争力の高い農業経営を作っていくという、こういう中で、いわゆる地域間の条件の差というのが注目されるようになったと。中山間地域などの条件が不利な地域というのは効率化に限界がございますので、平地と違って、不利の補正をする支援措置が必要じゃないかという議論が出てきました。

その背景として、当時EUにおいて条件不利地域への直接支払いというものが採用され

ておりますので、基本法ではここに着目をして、中山間地域の農業条件の不利を是正するための支援というのが35条に規定をされたところでございます。

ところが、これ留意する必要があるのは、実際に制度化された中山間地域直接支払というのは、EUのような個々の農業者への直接支払いではなくて、集落活動をベースとしたものなんだと。このページの右側の方に中山間直接支払の検討の過程の資料も一部引用しておりますけれども、中山間地域において個々の農業者で行えることに限界があるということ等を踏まえまして、条件不利地域での営農継続ということを図って不利を補正する鍵は集落活動だというふうに判断したということに留意をする必要があるというふうに考えています。

次に3ページを御覧いただきたいと思いますが、都市住民の理解の増進の場としての農村と。

現行基本法は、国民の視点に立って農業・農村の重要性を位置付けるという中で、また当時、ゆとりを求める国民の意識の変化というものが起こっておりますので、都市住民が農村を訪問して交流を深めるということで農業の理解を深めるということとか、都市においても農業に触れる市民農園の整備などが施策として位置付けられたということでございます。

現行基本法による施策の概要については3ページの下段、また4ページの上段に記載をされております。ここは省略をさせていただきます。

4ページの下段以降の現行基本法の20年の変化、またあと今後20年を見据えた課題ということで、これは御議論をいただいている内容でございますが、再度まとめをさせていただきます。

(1)は農村人口の減少の加速化ということで、農村は我が国の人口減少の中でも、それを先取りするような形で人口減少していると。特に2009年以降は自然減による人口減少というのが加速化していきだろろうというふうに考えております。

そういう意味では、今後農村への移住等により社会減が一定程度緩和されたとしても、それを上回る規模で自然減が進行していくということが予想されております。その中で、農村でも人口減少が特に著しい地域の多くで集落の存続が危惧される事態になるだろろうというふうに考えております。

5ページでございますけれども、今後ですね、農業生産活動を持続するという観点からも、農村人口の維持を図っていくと。そういう必要がある地域については、農村に人が住

んでもらうという対策を講じる必要があると。そういう中で新しい就業機会を確保するというような取組とか、それを支えるための情報通信基盤の整備というのを行っていく必要があると。

また、自然減で全体が減る中でも農村の人口というのを増やしていくための、都市から農村への移住、都市と農村の二地域居住といった取組を推進していく必要があると考えています。

次に、(2)でございます。農地の保全・管理のレベル低下の懸念と。

今後農業者が急速に減少していきますので、地域によって営農が継続されない農地というものの増加が懸念をされます。こういった農地が発生すると、地域の農地の効率的な利用に支障があるというようなこととか、あと放棄された場合には周辺の農業者の営農に悪影響を与えるというおそれがあります。

こういった農地の保全ということが集落機能の維持という観点からも重要なわけですが、農地の保全のためには離農する経営農地の受け皿となるような経営体というものだけではなくて、農業を副業的に営む経営や自給的農家など農地を利用している者という方々も役割を果たしているということを考えますと、こういった人たちも含めた地域の話し合いによって、農地の集約であるとか、農業用水等の利用の調整等の検討を含めて、全体としての農地の保全管理を行っていくということで円滑な承継につなげていくということが重要であるというふうに考えています。

次に(3)、これは似たような課題でございます。いわゆる末端インフラの管理の問題でございます。

末端の農業用水などは農業生産の基盤ということだけではなくて、雨水排水と交通の基盤となっているというようなことなので、そういった施設の管理というものについては、これまで農業者だけではなくて、地縁・血縁者を中心とした地域住民が共同活動で行ってきました。

次のパラは、検証部会で取り上げたとおり、人口減少が進む中で、集落の人口が9人以下の小規模集落というのが増えていると。こういったところでは集落の機能というものの維持が難しくなっているだろうというふうに考えております。

このため、人口減少によって、集落による共同活動で保全管理してきた末端の用排水路などのインフラの維持というのが困難になるという問題をどうするかということについては、食料安全保障の観点からも重要であるというふうに考えております。

こういう中で、できるだけ末端インフラというのを管理していく必要があるということですけれども、まずは現行の農村コミュニティ、これはこの経営体だけじゃなくて兼業農家、自給的農家、あと農家の地縁・血縁者含めたような伝統的な地域コミュニティによる共同活動を可能な限り実施していくことが必要だというふうに考えております。

ただ、集落の人口減少においては、そういったコミュニティの維持が難しいというところも出てきますので、そういうときには他地域から移住をしてきて農業生産活動にも取り組んでいくというような者であるとか、あと地域の資源の保全・活用に貢献するような、ボランティア的な活動をする人というような、多様な形で農業に関わる者というものを確保していくことが必要だというふうに考えております。

末端インフラの管理というのは食料安定供給のリスクでございますので、この地域で生活を継続する農業者の経営にも直結する問題だというふうに考えておりますので、これまでの共同活動が困難となるリスクというのを考慮して、各地域において管理の在り方を明確にし、農業インフラの低コスト化を図るほか、適切な管理を行うということで機能を維持していく必要があるというふうに考えています。

次に、(4)中山間地域の問題でございます。

中山間地域は条件が不利という問題もありますけれども、農業全体として約4割を占めると、非常に重要な役割を果たしている地域でございます。

一方、中山間地域というものは、繰り返して、人口減少・高齢化というのが平地の農業地域等に比べても顕著に進行しているという問題がございます。

こういった集落活動の維持のために、中山間地域直接支払制度というもので集落活動の支援を行ってきた。こういった支援を行うことによって耕作放棄の発生防止や水路・農道等の管理など、地域の農業生産活動の継続というのに効果を果たしてきたということがございます。ただ、人口が減っていく中で、一部の地域では直接支払の対象となる活動が継続できなくなっているというような問題も発生してきております。

そういう意味で中山間地域というものの農業の維持という中では集落活動というのは非常に重要でございますので、条件不利補正のための直接支払というのを引き続き推進していく必要があるというふうに考えております。

ただ、一部の地域では集落そのものの存在が困難になるということが予想されますと、こういった直接支払の対象となるような集落活動ということができなくなるという問題が生じるというふうに思っています。こういった集落機能が失われた中山間地域における農

業生産の継続のための方策ということについても検討する必要があるというふうに考えています。

次に、(5)は鳥獣被害でございます。

鳥獣被害は現行基本法で触れられていない問題でございますけれども、農村における深刻な課題となっております。

2000年以降、鳥獣被害の対策が進みまして、2013年以降は幸いながら減少傾向で推移しております。

しかしながら、鳥獣被害というのは耕作放棄や離農につながるということで、実際は被害額以上の影響があるんじゃないかという話と、現行の対策を担ってきた狩猟免許所持者の高齢化が進んでいくという形で、将来にわたる継続的な鳥獣被害対策の実施という観点から懸念がございます。

以上を考えると、鳥獣被害対策というのは、現行の生息環境管理対策というのを地域ぐるみで行っていくということが重要でございますけれども、農村人口が減っていく中で、こういった対策の担い手というのも減っていくということがございますので、こういった人たち、担う者をどうやって育成していくかということを考えるとともに、こういった対策を持続的に行えるためには、ジビエとしての有効利用のような、出口というものも併せて考えていく必要があるというふうに考えております。

以上を踏まえまして、9ページ以降は農村施策の見直しの方向性ということで、これまで述べたことと重複しますが、再度まとめをさせていただきます。

まず、食料安全保障の観点からの基本的施策の追加、又は現行の見直しということで、以下のような観点を考慮すべきというふうに考えております。

まず(1)は、人口減少下における末端の農業インフラの保全管理。これは先ほど既に説明しましたが、末端インフラにつきましては、共同活動を通じた保全管理を継続するために、まずは集落内の非農業者・非農業者団体の参加促進などを引き続き実施していくということが重要だと。

一方で、農業生産を継続するという意思はあるものの、集落の小規模化に伴って、集落内で人員を確保することが困難となるという事例も増えてくるというふうに思いますので、このようなところでは市町村の関与の下、まず農地の利用の在り方、農業上の利用、また粗放的管理をする、林地化するといったような最適な土地利用の姿を明確にした上で、管理をする場合には、まず管路化であるような作業の省力化・効率化を図っていくというこ

と併せて、集落間の連携であるとか、共同活動への非農業者・非農業団体、これは外部も含めてでございますけれども、こういった参加の促進を促す。また、土地改良区による作業者の確保、保全管理を継続していくといったような対策を講じる必要があるのではないかというふうに考えております。

次に10ページでございます。農村におけるビジネスの創出ということです。

農村人口の減少を減らしていくという観点から、農村における産業の振興や起業の促進といった施策を講じると。これにより6次化、あと観光による付加価値の創出を含めて、異業種との連携等によって新しい就業機会を確保していくと。また、積極的に都市から農村への移住を進めるという中で、転職を必要としない移住といったものを政府で進めておりますけれども、政府全体でDXを進めるための情報基盤の整備であるとか、こういったものを進めるための自治体間の連携等の新たな環境整備を進めていきたいというふうに考えております。

次に(3)でございます。都市農村交流を更に発展させまして、いわゆる関係人口です。都市に居住しながらも特定の農村に継続的なつながりを持つという人を増やしていくということも重要だというふうに考えています。

そういった人口を増やすことで、その地域における消費の拡大やボランティアなどの集落機能の補完などというのに期待できるという観点から、こういった関係人口を増加させるために二地域居住、あと農泊などの整備、またこういった関係人口の受け皿となる農村RMOというものの体制整備を進めていきたいというふうに考えています。

次に(4)は、多様な人材の活用による農村の機能の確保ということでございます。

地域農業の持続的発展のためには、先ほど述べた農地を保全して集落の機能を維持することが重要なわけですが、そのためには離農する経営の受け皿となるような経営体、付加価値向上を目指す経営体というものの役割は非常に重要でございます。ただ、これだけではなく、農業を副業的に営む経営体や自給的農家という者も農地の保全に重要な役割を果たしておりますので、地域の話合いを基に、これらの者が農地の保全・管理を継続する取組というのを進める必要があるというふうに考えています。

一方で、集落内の農業者や住民のみでは集落機能の維持が困難であると。農地の保全も十分できないというときには、集落内外に存在する非農業者・NPO法人などの集落活動への参加などを促進する。こういった受け皿として、農村RMOの育成というのを推進したいというふうに考えております。

また、農業生産の基盤として重要だというふうに考えておりますけれども、上記の取組での集落機能の維持・発揮というのが困難な地域においては、集落外から新規参入を行ってもらって、農地利用や集落活動への参加を促す、そういったことを進めたいというふうに考えています。

次に、13ページの(5)でございます。中山間地域における農業の継続ということでございます。

先ほど述べましたように、中山間地域は人口減少で共同活動というのが行えなくなる集落が増えるということが予想される。

そういったことを防止するためにも、これまで行ってきた中山間地域への条件不利補正等の直接支払を引き続き推進する必要がある。

ただ一方、営農条件が悪いと、担い手もいない中山間地域におきましては、今後の方向として、地域で話し合っ、て、粗放的管理や林地化により、農地保全と環境保全を図るということも検討していく必要がある。

また、農業生産を維持する必要があると考えた場合には、通作で農業生産というのを維持していくであるとか、こういった人たちを関与させて、農業インフラの保全管理を効率的に継続するというようなことの施策も検討する必要があるというふうに考えています。

(6)は鳥獣被害でございます。鳥獣被害対策として、捕獲・侵入防止、あと生息環境管理に対する施策というのを講じたいというふうに考えています。

また、農村人口が減少する中で、こういった捕獲等を行う人材育成・確保、また人口減少を補うような新技術の活用みたいな対策を進めたいというふうに考えています。

また、捕獲した鳥獣のジビエとしての有効利用の施策等の体制を行っていく必要があるというふうに考えております。

まず農村については以上でございます。

引き続きまして、資料3でございます。環境の方向性についても説明をさせていただきます。

まず1ページ目でございますけれども、現行基本法における多面的機能と環境に関する政策の基本的考え方という整理をさせていただきました。

まず現行基本法の中で多面的機能という考え方が出てきたわけですが、その背景としては、当時、農産物の貿易自由化というのが進んでいく中で、主として輸入国側から、農業生産がその国で行われることの価値として、食料供給以外の外部経済効果があると。

そういったものを「多面的機能」として整理されて主張されてきました。そういった考え方がOECDやWTOの中で議論をされていた中で、現行基本法においては、農業・農村の役割を国民の視点から位置付けると。そういった考えの下で、農業の機能として食料供給以外の国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全などの効果というのを「多面的機能」として定義して、農業の持続的な発展によって、こういった機能が維持されるという整理を行ったところでございます。

こういった中で、現在の基本法においては多面的機能の各施策という形ではなくて、食料・農業・農村に分かれておりますけれども、2ページの(1)、(2)、あと3ページの(3)といったような記述がなされているところでございます。

3ページの下段以降で、20年間の変化と今後20年間を見据えた課題ということでございます。

この20年間に、農業と環境保全やその他の持続可能性といった議論というのは国際的に大きく進展をして、大分様変わりをしております。

(1)でございますけれども、多面的機能というのは1990年代に議論された概念でございますけれども、その後、国連ミレニアム生態系評価というような形で「生態系サービス」というような概念が議論をされて、こちらが主流になっております。そういった観点から、多面的機能と現在の潮流の違いというのを農業との関係に着目すると、以下のとおりでございます。

まず食料の供給、あと多面的機能に位置付けられている水源涵養であるとか生態系保全、又は文化の保全といった機能というものは、現在の考えで、自然資本の持つ能力として、この利益を享受していると。こういった食料も並列に置いたような各種便益を「生態系サービス」と言っております。

次に4ページの②でございます。生態系サービスにつきましては、食料供給を含む「供給サービス」、地力の維持などを含む「調整サービス」、あと景観の保全などの「文化サービス」と多岐にわたるものですが、それぞれのサービスというのが相互に影響を及ぼし得ると。例えば、農業のやり方によっては水資源が枯渇する、又は土壌が劣化するといったような、ほかのサービスにマイナスの影響を与えることがあり得ると。

こういう考えの下で食料供給というのをやっていく中で、その他の生態系サービスに与える悪影響を最小化していくということが重要だというような認識が生まれてきておまして、各国の施策もそういった考え方の下、展開している。日本においても、2022年に

みどりの食料システム法といったような、こういった国際的な流れに沿った形で施策の方向を打ち出しております。

そういった考え、我が国におきましてもこういった国際的な議論を踏まえまして、農業が環境や持続可能性に対してマイナスの影響を与える側面もあるという前提に立って、農業によって発生するような、例えば温室効果ガスの排出を削減していくということとか、生物多様性の喪失を防止するといったような、環境の負荷を低減するための取組というものを基本的施策に位置付けて、より環境に配慮した持続可能な農業を主流化する必要があるというふうに考えております。

また、こういった全社会的な環境負荷低減の取組というものにつきましては、農業関係で多くは食料生産活動に伴うものでございますけれども、一部、食料供給を目的としないような取組というものもあることに留意する必要があるというふうに考えております。

(2)は、社会・経済面における持続可能性。特に2015年のSDGs以降です。いわゆる環境保全だけではなくて、貧困、ジェンダーなどの社会的課題、あと成長・雇用といった経済的課題についても持続可能性を追求するということが求められております。

例えば、農業生産活動における奴隷的な労働雇用の禁止といったものを国際的に取り組むことが求められている。

こういったことから、我が国の農業においても、いわゆる自然環境に関する課題に加えて、人権やアニマルウェルフェアなどの配慮などの社会的・経済的課題にも対応した持続可能な農業を主流化していく必要があるというふうに考えています。

同様に、食品産業における持続可能性の追求ということ。

食品産業におきましても、食品ロスの削減であるとか、人権に配慮した原材料調達といった持続可能性に関する議論というのが国際的に進展をしております。SDGsです。特にフードロスの半減といったものが目的として掲げられております。

こういった形で環境や人権に配慮して生産された原材料を調達するなど、幅広い活動への食品産業の役割というのも求められている。

こういった食品産業の持続的な可能性の確保という観点から、食品ロスを削減するための食品の製造の在り方、あと商習慣の見直し、また環境や人権に配慮した原材料の使用、あと消費者や事業者の理解など、フードチェーン全体で持続可能な産業に食品産業も転換していく必要があるというふうに考えております。

(4)は、持続可能性に関する消費者の意識と行動。

この検証部会でやりましたように、消費者の持続可能性に関する意識というのは、持続可能性に配慮して作られた産品を購入するというような購買行動というのが日本は外国に比べるとかなり低いというような現状がございます。

一方で、近年、SDGsであるとかESG、エシカル消費といったものへの理解度はかなり高まってきているということでございますので、消費者の更なる理解醸成ということが求められております。

こういった食料システム全体で持続可能性を確保していくということから、食料システムの各段階における環境負荷低減等の取組の重要性、また、こういう取組にはコストが掛かるということについて消費者の理解を深めていくといったような消費者行動の変化というのが求められるというふうに考えています。

以上を踏まえまして、環境等に関する施策の見直しの方向性ということでございます。

まず大前提としまして、食料供給によって、農業生産現場で発揮されている環境や生態系の保全、自然環境の保全といったサービスが損なわれないように、環境負荷低減を行う農業を主流化するということによって、食料供給とその他の生態系サービスとの調和を図っていくということで、これらのサービスを効率的に最大限に発揮していくということが重要だというふうに考えています。

それを実施するために、みどりの食料システム法に基づいた取組を基本としつつ、生産、加工、流通、販売のフードチェーン全体で環境と調和の取れた食料システムの確立を図っていくということを見直しの基本的な方向性として打ち出したいというふうに考えております。

以上を踏まえまして、施策の見直しの方向性、8ページでございますけれども、まずは持続可能な農業の主流化ということでございます。

まずは農業の持続可能性というのを上げるために、全ての施策を通じて環境負荷低減等に取り組むということが必要でございますので、農業の各種支援の実施に当たっては、この支援を行うことが環境負荷低減の阻害要因にならないということをまず前提とすることが重要だと考えています。

その上で、有機農業の拡大であるとか、メタン等の温室効果ガスの排出削減、生物多様性の保全に配慮した農業というのを推進していくと。

さらに、海外の輸出も視野に入れて、地域全体で有機農業に取り組む産地を形成していくということが重要だというふうに考えております。

こういった取組に併せまして、それを支えるような品種や機械などの技術開発、バイオマスや堆肥等の国内未利用資源の有効活用のような施策を講じたいというふうに考えています。

また、日本だけではなくて、日本と共通の課題を持つアジアモンスーン地域における持続可能な農業・食料システムの構築に向けて貢献するとともに、社会・経済的な観点から、人権やアニマルウェルフェアへの配慮というものを適切に対応していくというふうに考えています。

次に9ページでございます。(2)食料供給以外での持続可能性ということでございます。

温室効果ガスの排出削減といった生物多様性の保全、これは地球的な環境課題でございますので、農業における食料供給との調和に配慮しつつ、まずは集落機能が失われ、地域での話合いの結果、農業利用が困難と判断された所には適切な林地化を行っていく。

次に②でございます。農産物の残渣や資源作物といった国内産バイオマス原料といったものの需要サイドとの連携、研究開発といった取組というものを進めていくと。

また、こういった活動を支えるために、農村部での再生可能エネルギーによる発電・熱利用というのを推進していくということを進めたいというふうに考えております。

次に(3)、持続可能な食品産業でございます。

食品産業につきましても、持続可能性に配慮した、政策のグリーン化を進めるという観点から、必要な施策を位置付ける必要があると考えております。

具体的には、有機農産物の分別管理や履歴管理などの加工流通段階での取組、あと環境や人権に配慮した原材料の調達、食品産業における温室効果ガスの排出削減とともに、食品ロス削減目標というのを着実に達成するために、製造段階での効率化、あと賞味期限延長のための技術開発、あと物流における3分の1ルールといったような商慣行の見直しなどの施策を講ずるといったことが必要と考えております。

次に(4)でございます。消費者の環境や持続可能性への理解の醸成ということ。

先ほど述べたように、持続可能なフードチェーンというのを構築するためには、消費者の理解というのが重要でございます。持続可能性に配慮した食料生産というのはコストが掛かるということを事業者が正しく消費者に伝達することを通じて理解を醸成していくということが必要と考えています。

こういったことを進めるために、消費者の理解を進めるための、例えばラベルを含めた「見える化」等の取組を推進していくということで、消費者への適切な情報提供をしてい

くという施策を推進していきたいというふうに考えています。

早足でございますが、以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局からの説明を踏まえまして、皆様の間での御議論を行っていききたいと思っております。

前回同様に、前に御発言された方の内容も参照していただくようなお話をさせていただくと大変有り難いと思っております。

それで、今日は「農村」と「環境」という2つの課題になっておりますけれども、かなり密接に関わり合うところもあるのではないかと思いますので、これは一つまとめた形で御議論いただこうと思っておりますが、ただ御発言いただくときに、「これは農村の問題である」とか「環境の問題である」とか、場合によっては「それをリンクさせて」ということを少し御紹介いただきながら御発言いただくと議論が進みやすくなるのではないかなと思っております。

それで、茂原委員からは御発言に係る資料を、それから本日御欠席の上岡委員からは事前に御意見、これをいただいておりますので、配布させていただいております。

今までどおり、特段順番は指定いたしませんので、御希望の方から挙手をお願いいたします。

では、いかがでございますでしょうか。

それでは、香坂委員お願いいたします。

○香坂委員 ありがとうございます。農村の方については1点、鳥獣被害について、残りは環境についてコメントさせていただきます。

鳥獣被害とその対策についてなんですが、離農を助長しているという点では深刻な問題です。

現行法で位置付けられていない、政策面で位置付けられていないんですが、今後、高齢者にも使いやすいICTですとか、そういった形と組合せで、専門家の方が役割を果たしていくということが大事じゃなかろうかというふうに思います。

そこまでが農村なんですが、環境の方で同様に、そういったICTの技術がサプライチェーンですとか非財務情報、デューデリジェンスのトレーサビリティ、これは林業の方にも関わってくるところかと思いますが、原産地証明とか環境DNAとか、そういったものと融合させた環境ですとかサステナビリティの貢献へのツールにもなり得るというふうに考え

ます。

生態系サービスの議論については、農業をトータルで見ればプラスの要因があるということはもちろん間違いのない話なんですけど、一方で圃場の中での散布ですとか、もしかしたら一部水を通してマイナスの要素というものを、その場所以外で与えるというのは国際的な一つの認識になり得るというふうに思います。

現行法では、過去の自由貿易の交渉で農業が行われることの価値として、多面的機能のプラスの外部経済効果を条文の基本理念として位置付けられているという御説明だったと思いますし、環境に配慮した持続的な農業を主流化していくという観点においては、この生態系サービスの考え方を何らかの形で反映させていくということが大事ではなかろうかと思えます。

その際に、若干マイナスの面もあるという観点もあるんですが、プラスの面を考えていくときには、個別の圃場レベルに加えて、流域での治水ですとか、自然に基づいて解決するグリーンインフラなど、生物多様性国家戦略ですとか、あるいはみどりの食料システム戦略等々で議論されているものとの連結と、スケールというものです。マクロですか、ランドスケープでのスケールでも考えていくことが大事ではないかなと思います。

最後に消費者の方のお話で、上岡委員がみどりの食料システム戦略を、消費者教育という理解でいいのか、そういったことが大事だというコメントをされております。

私も、ドイツの例だったと思うんですが、給食の入札のときに、児童の環境教育ということで、自分たちが食べている、給食で食べているものを、例えば遠足で見に行ける範囲で調達していることを加点するとか、そういう何か教育と、ゆがめない形で入札の加点みたいな扱いを考えてみるとか、そういう教育との連動したような行動というものはできるのかなと思います。

消費者行動のところ、「エシカル」ですとか、コーザルな「大義のための消費」とか、いろいろなそういう言葉があるんですが、一つ、我々研究者で取り組みやすい機会としては、例えば学会で御飯を提供するときには肉がない、これは宗教のことも関係してくるんで、ハラールに対応するというものと併せて、近年でも有機で野菜とかそういうものが中心に出てくる。若干物足りないときも正直、個人的にはあるかもしれませんが、ただ、そういうものがスタンダードになりつつもありますので、そういう機会を捉えて、だんだん世界のトレンドはそういうふうな方向に回るということを示していくこともあるかと思えます。もちろん、酪農とか畜産でも有機に配慮したものを提供するということが大変よ

いことかと思えます。

比率で日本は例えば7%で2割とかという数字が多少出ておりますけれども、これを例えば2割程度であっても、かなりピアプレッシャーというか、そうなると、例えば2割ぐらいであったとしても、みんなで食事をしようとか、食べに行きましょうといったときに1つ考える要素にはなっていくという意味で、それが10割になる必要はなくて、かなりそういった水準にまで消費者の行動ですとか意識というものを変容させていくという意味では、そういった比率というものも大事なんではないかなと思います。

すみません、ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、オンラインで齋藤委員、高槻委員、茂原委員が手を挙げていらっしゃいますので、この順番で御発言いただきたいと思えます。

○齋藤委員 ありがとうございます。齋藤でございます。

私の方からは、まず農村の方、12ページにあります「多様な人材の活用による農村機能の確保」、こちらの方、「農業を副業的に営む経営体」、それから「自給的農家が一定の役割を果たすことが重要」とありますが、私も全くそのとおりで思えます。

ただし、今現在の現状をお伝えしますと、平野部、庄内平野の全くど真ん中で、海拔5メートルの所の集落にも私の方で参加していますけれども、実際兼業農家さんで共同作業に参加していただける年代が70以降でございます。80歳を超えた方も何人も参加していただくので、その集落の役員さんからは、「齋藤さん、農業法人で若い者、社員さんがいっぱいいるんだから、いずれ、全部とは言いませんけれども、こういう作業を受けてもらえないか」という話が今既に出ております。

ということは、多分もう5年ぐらいは今のこの姿が現状維持できるんだろうと思えますけれども、近い将来、5年以降、その80の方も参加できなくなる。その息子さん、もう息子といっても50になっていますけれども、一度も草刈り機を背負ったことがないような人が参加するというのも本当にちょっと危険と言えれば危険なような状況があります。

そういうことを考えますと、集落というものをみんなで継続・維持しようという考えはもうあと5年ぐらいじゃないかなと、私はそう思います。

これは全国的な問題だろうと思えますので、その中でその集落の担当する、代表する方々から、農業法人の若い社員さんで、草刈りとか泥上げとか請け負ってもらえないかと。今、農地・水・環境対策で補助もありますので、その辺の金を活用しての出動依頼もあち

らこちらの農業法人に今来ているような状況ですので、この議論はもっと昔だったらこれでいいのかもしれないですけども、今後20年後のことを考えながら考えると、兼業農家の力を今後も借りて、大農場がその方たちから支えられていくという姿は、今、村の中で自分の所有物の田んぼがある方は一生懸命参加しようという気持ちもありますけれども、その息子さんとかお孫さんが自分ちの田んぼがどの田んぼなのかも分からないような人たちがいっぱい今現在出てきております。

これが現実でございますので、何らかの新しい考え方を導入していただきたいというのが私の気持ちでございます。

それから、幾ら何でも大型経営、大規模というのが農林水産省、まあ、地元でいっても15haから20haで大規模と言うかもしれませんが、現実はまだ100haがぼこぼこ出現しているような状況でございます。この集積・集約がまだとても時間掛かって、効率のいい経営には至っていないという現実がございますので、極力その集約・集積をスピード化することによって、この集落も継続できるのではないかと考えます。

それからもう1つ、中山間の問題でございますが、これは山形で以前私発言させていただいたんですけども、残す農地と諦める農地の選抜が始まっているんだという話がありました。諦める農地、これはしようがないといえばしようがないんですけども、できれば、本当に今まで活用されたきれいな農地でございますので、そちらを簡易な基盤整備、いわゆるほとんどが田んぼなので、畦があって段差が、多分1メートルぐらいの段差のある圃場だとしますと、畦を崩してなだらかな畑状態にして、前、大橋委員からSAFの生産を考えてはどうかと、SAFの原料生産を考えてはどうかという話がありましたとおり、農業の食料の生産以外の農地の利用によって、諦める農地ではなく継続して使える農地に温存できる可能性もありますので、是非その方も一緒にお願いしたいと考えます。

それから、環境の方です。こちらの方、今みどりの食料システム戦略が動き出して、我々農業者の中でも一生懸命勉強しながら、農薬の使用の削減、化学肥料の使用の削減によって、今本当に必要なのは堆肥なんです。有機栽培を今後進めるためには良質な堆肥の供給が不可欠です。今、昆虫食がどうのこうのという話題にもなっていますが、昆虫食を今すぐ研究するのではなく、良質な動物タンパクを安定的に供給することと、それから有機栽培に必要な有機質堆肥、良質な堆肥を供給する畜産振興というのもこのみどりの食料システム戦略の振興には必要だろうと思いますので、是非基本法の中でも「畜産の振興」というのを1つどこかの場所に入れていただければ幸いです。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、高槻委員お願いいたします。

○高槻委員 高槻でございます。

まず農村の方からでございますけれども、農村の環境を維持しようということは、農村だけではなくて河川を通じて海洋、海の環境、漁業にも影響するところでもあります。食料の確保という意味では、この審議会では主には農地の話が多いんですけれども、海に囲まれている我が国にとって漁業というところも重要でありますし、農村の環境、あるいはその更に上の山間部、そして河川を通じての海、この全てつながっている中でどのようによき環境を維持していくかというのは、農村の農業だけではなくて、海の漁獲というところにも影響する話でございます。

近年では漁村等において磯焼けというのが大変な勢いで我が国に広がっていて、様々な悪影響が生じているということも聞いており、食料の確保という観点では、漁業の話もまず目を向けるべきであろうというふうに思います。

それから、今日も何回か出ておりますけれども、農村の環境維持ということで、人手が足りないんだという切実なお話が出ておりました。これについて、今日事務局からの報告でも、関係人口という話が出ています。

この関係人口というのは簡単に言うと、都会の人間が農村部等に行くという話でありまして、そのときの非常に重要な要素として食というものがまずあると考えます。この食こそが農村地域の関係人口を増やす1つのキーであり、農林水産省もそこを主導していくというのが求められるのではなかろうかと思えます。

さらに、この関係人口の影響というのは、農村における労働力不足の問題だけではなくて、長く昔から続いてきている文化、特にお祭りについても、近年では例えばおみこしの担ぎ手がいなかったりとか、様々な問題が起きているということも聞いており、こういったところも、もはや地域だけでは続けていくことができない。そこに都会からの人間が流入することによって維持できているという話もございますので、農村の文化というものを維持していくということを考える場合には、とても重要な話だろうというふうに考える次第でございます。

つまり、この一見遠いように見える関係人口と農業の持続可能性、あるいは農村の持続可能性ということというのは非常に結び付いているというところでありまして、関係人口

は人手確保の入り口の創出ということになりますし、一方で魅力的な農村を作り、維持していくという地域施策、これをやることで両者がつながっていくと。つまり、この農政というものを2つの車の両輪とするようなことが極めて重要ではないかというふうに思っているわけでございます。

農村に関しては以上でございまして、もう1つ、環境のところなんですけれども、これも農林水産省としてはみどりの食料システム戦略も発表されており、様々な施策を講じられているところというふうに認識しておりますけれども、ここも事務局資料にあるよりも更に踏み込んで、このベンチャーから、あるいは基礎的な研究を含めた農研機構等の、そのナレッジ、あるいは知財、こういったものにも様々な活用できるものがありますよね。これは農作物そのものだけではなくて、農地、あるいは水質、あるいは収穫したものの鮮度の維持、様々な領域があるわけでございますけれども、それぞれ国の組織が持っている、農研機構が持っているナレッジ、あるいはベンチャーを活用する、そういったことで、ここも他省庁がリードするというよりは、むしろこのテーマこそは農林水産省がリードして、ベンチャー、イノベーションの推進によってみどりの食料システム戦略を達成していくんだと。このような政策を打ち出していくということが基本的なところに盛り込まれていくということがとても大事ではないかというふうに思う次第でございます。

私からは以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、茂原委員お願いいたします。

○茂原委員 大変お世話になっております。よろしくお願いいたします。

基本法の検証の問題、これは私ども自治体にとって非常に重要で、この部会の議論の結果については、特に町村長は大きな関心を持つことになるというふうに考えています。

そういうこともあって先日、全国町村会の47名の都道府県町村会長が集まる会議で意見書を取りまとめました。本日はそれをお配りさせてもらっていますので、お願いをさせていただきます。

意見書の中身は多岐にわたっていますけれども、特に農村政策について、この場で何度もお話をしていますように、農業政策と一体的に検討する必要があるということを強調しています。

また、意見書の最後に、7番目でありますけれども、「農村価値創生交付金」の創設を提案しております。これは全国町村会がかねてから提唱しているものでありまして、基本

法の議論に今回直接関わるものではないかもしれませんが、現場の政策設計の自由度を高めて政策効果を上げることを目的としているものであります。

そして、お配りをしています資料の後半、4ページ以降に本日のテーマに関する意見を記載しております。時間の関係もありますので、その一部だけ説明をさせていただきますけれども、1つ目でありますけれども、町村長の立場から申し上げますと、農村というのは農業生産だけの場ではなく、住民の暮らしの場であって、そして地域社会そのものであって、文化や伝統が息づいている、都市住民も含め、生活に潤いを与えて、そしてそれらが国土の多様性を支えているものだというふうに思っています。

そのような視点に立てば、2つ目にありますように、農村を農業生産に貢献するか、しないかという狭い視野で捉えてしまうと、農村政策は縮小せよとか、農村から撤退せよというような議論につながりかねない危惧を覚えるところであります。

今、国を挙げて地方創生の施策が推進されて、地域おこし協力隊のように、地方への人の流れを加速させているさなかでありますので、農村政策を軽視するような動きがあれば、政治的にも大問題になるのではないかなというふうに思っているところであります。

また、検証部会の初めの会合で野村大臣がおっしゃられました、国民との合意形成を重視していることを述べておられました。この点について、3つ目でありますけれども、今の基本法は「都市と農村の交流」を掲げていますけれども、より深く相互に、お互いが補完し合う関係であること、さらに生産者と消費者をつなぐことをもっともっと意識する必要があって、この両者をつなぐ場として農村が果たしている役割も非常に大きいのではないかなということを明記すべきだというふうに思っております。

このことは食料安全保障の問題などにとどまらず、国内農業とか農村が抱える問題を国民全体で共有して関心を高めてもらうという意味でも大変重要であり、これから農林水産省の果たす役割は非常に大きいのではないかなというふうにかねがね思っているところであります。

このほか、4つ目以降の問題点につきましては時間の問題もありますので、提出をさせていただきました資料に記載をしてあるとおりであります。重要な視点だと思っておりますので、是非お酌み取りをいただければ有り難く思うところであります。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

オンラインで井上委員が手を挙げていらっしゃいますが、その後、今度は会場の委員に

また御発言いただきたいと思いますので、御準備をお願いいたします。

それでは、井上委員お願いいたします。

○井上委員 委員の井上です。音声聞こえておりますでしょうか。

○中嶋部会長 はい、大丈夫です。

○井上委員 ありがとうございます。農業者という立場から発言をさせていただきます。

先ほど齋藤委員からもございましたけれども、私も農村の方の12ページ、「多様な人材の活用による農村の機能確保」というところで、「農業を副業的に」というところと「自給的農家が引き続き一定の役割を」というところの文面がありますけれども、ここに関して、地域の米穀系の農家に関しては60歳から組織で営農をスタートして、そして80歳ぐらいで引退というような現状を多く見てきております。

ここでよく言われるのが、若手人材の登用というところが言われるんですけども、ここがなかなか難しいのが現状です。

なので、齋藤委員からもあったように、私も中山間地の農村における生産効率の悪いところにおいては、選択と集中ということをもう行っていかなければ、5年、10年先には本当に生産がかなわなくなるような、そんな農地の荒廃が予想されるのかなというふうに感じています。

そこで対策として、SAFに見られることもありますけれども、私が住む北杜市では林業というものも多少盛んでありまして、この林業の植林を行う苗木です。ここの不足というものが非常に多く見受けられています。

なので、選択と集中をする中でも、林業であったりとか、畜産であったりとか、こういったところと合致させることによって、完全に荒廃はされずとも多少なりとも耕作放棄地が再活用させられるというような取組が必要かなと思っています。

また、先ほど申し上げたとおり、若手人材、都市部からの二地域居住者の雇用というところは非常に難しくあるんですけども、ここが今後僕ら中山間地においてのターニングポイントになってくるのかなということを感じています。

私が住む地域では非常に新規就農者が多く、この新規就農者がロールモデルとなり、新しい新規就農者を呼び込むというような図式が生まれています。その中でも最近非常に面白い取組を拝見させていただきまして、この農村RMO、地域経営という観点で、都市部から地方に移住された方がWEB3.0トークンエコノミーを活用して、地域のファンを経済という観点でも回しながら地域経済を発展させていこうというような活動を見させていただ

きました。何が言いたいかという、都市部から来る方も、農村で若手人材が欲しいという方も、両方とも稼ぎがなければ生活ができないわけで、この稼ぎというところを新しいイノベーションによって、あくまで地域にお金が落ちるような形で実現されているというような事例を見てきました。

こういったような取組が少しずつ地域において広まっていくと、最終的にはアジアモンスーン地域における高齢化による農村の荒廃というものが、日本がここがきちんとしたスキームが確立できると、これを海外に輸出できる可能性もあるのかなということを感じました。

これも昨年、台湾の原住民委員会というところがございまして、ここの方々が弊社に見学に来ていただいたんですけれども、どんな見学の内容だったかという、結局、荒廃する中山間地、山間部での地域経済というのをどううまく持続可能な取組としていくのかということについての見学に来てくださったんですけれども、要は加速度的に人口が減少するさなかで、農村部はその一番先頭に立たされているわけなんですけれども、ここを逆手に取って、海外で、日本はこういうふうにして生き残っていったというような好事例が輸出できるのかなということを感じました。

もう1つ、環境の方なんですけれども、みどりの食料システム戦略、弊社は有機農業を取り組んでいる農業生産法人なんですけれども、教育であったりとか医療であったりとか、その他関係する産業とこのみどりの食料システム戦略というものを、同じく価値を持って取り組んでいただけるというところに大きく期待を持っています。

有機農業で食べていくということはなかなか難しく、今僕らの仲間で大きく注目されているのがカーボンオフセットなどによる炭素の取引、こういったところが大きく注目されています。

つい2、3日前のニュースでも、300%ぐらいまで価格が伸びるのではないかというようなことも記事になっていましたし、なるべくいいことをしているということを表面的に発信しても、なかなか消費者理解というところが得られないので、経済と持続可能性というところをきちんと示すことによって多くの人の注目を集めることができるのかなというふうに感じております。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、会場の方でいかがでしょうか。

すみません、一斉に手を挙げていただいたので、それでは柚木委員から順番にお願いいたします。

○柚木委員 ありがとうございます。

まず、農村政策の方でございますけれども、1つは人口減少下の中で農業インフラをどういうふうに維持していくかということなんですけれども、ここでおまとめいただくことはもっともだというふうに思うんですけれども、大事なことは、これを運営していくといたしますか、受け皿といたしますか、今もお話ありましたけれども、農村地域の中でこれを担っていく——それぞれ個人個人としてはいろいろな活動をされているわけでありましてけれども、ある程度組織立った形で、従来型の共同の作業というのはもうかなり難しくなっているわけなので、新しい視点での運営主体といたしますか、推進主体を施策としても作っていくことが大事ではないかなというふうに思っております。

いわゆる新しい受け皿作りということで、この中心としては一つは集落営農というのがあるというふうに思っておりますし、また先ほど齋藤委員もおっしゃったように、法人経営体がそういうものを担っていくというふうなこともあると思います。

ただ、その場合にそれぞれの経営としてのコスト管理というふうなことを考えたときに、条件不利地域の農地の管理ということになりますと、どうしても持ち出し部分が出てくるというふうに思いますので、それをどういうふうに補填をしていくのかといったようなこととか、これまでの議論にありましたように、また今も御意見があったように、農地の粗放的な管理、その中に取り分け、放牧等を含めた畜産的な利用ということで食料の安定供給も含めた形での対応が可能になってくる部分があるんじゃないかということと、それからバイオマス関連なり、それから林地化もCO₂の吸収源というふうな観点から、新しい視点で農村の在り方といたしますか、農村が持っているいろいろな資源なり機能を再評価していくということが大事ではないかなというふうに思いました。

それから、農村の資料11ページのところで「都市と農村の交流」のところがあるんですけれども、ここで今の基本法では都市農業のことも触れているんですけれども、今日のペーパーのこの中には都市農業、都市農地の在り方ということについて少し触れていないと思いますので、ここは改めて都市農業の農産物の供給とか、それから緑地空間とか防災空間といった機能とか、それから都市住民の農業体験の場を提供している体験農園等、市民農園もそうだと思いますけれども、そういう機能で、できるだけ都市部でそういうつながりがあることが農村への関心も呼び込むことになるんじゃないかと思いますので、その

点は少し留意をしていただければと思います。

それからもう1つ、農村のところで、「農村におけるビジネスの創出」のことが書かれております。ここで観光との結び付きというふうなこと、6次産業化と同時に観光の視点も非常に大事だと思うんですけども、この場合、これまでも農業サイドでも進めてきたグリーンツーリズムとか、それからルーラルツーリズム、こういったような観点で、できるだけ地域農業とリンクした形で、しかも地域の内発的な観点、それからまた独自性をどう出していくのかという、そういうものを掘り起こすといいますか、喚起するような施策の推進が必要じゃないかなというふうに思っております。

いずれにしても、農村のビジネスをやっていくわけでありましてけれども、農業者なり地域の住民の方々、また地域の行政が主体的にそれに取り組むというふうな環境を作っていくことが大事になるのではないかなというふうに考えております。

それから、環境のところでございますけれども、これは現行の基本法の第4条で農業の自然循環機能のことについて定義的に書かれているわけですがけれども、それを読めば読むほど生態系サービスとの関連性が相当あるのではないかなというふうに読める部分があります。新しい国際的な観点での生態系サービスと現行の基本法での多面的機能と同時に、農業における自然循環機能の発揮のためのいろいろな取組というふうなことについては更に整理をして対応していくことが必要ではないかなというふうに思います。特にこれから現場での農業の取組においては、環境負荷の低減はもうセットで進めなければいけないというふうに思います。望ましい農業構造を作ることと、環境配慮の農業を進めることというのはもう一体でやっていくということになるというふうに思いますので、その方向性をそれぞれの地域類型ごとに一定の目標といいますか、モデルを示しながら取り組んでいくことが大事ではないかなというふうに思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

山浦委員、お願いいたします。

○山浦委員 御説明ありがとうございます。

ちょっと変わることもあるかなと思いますけれども、農村の方でいいますと、12ページ、13ページの方にそれぞれ「話合い」という文言が入ったのが少し気になっていました。若干ちょっと突き放したような言い方になっているんじゃないかなというのがかなり心配で、ではこの話合いの中で話す人というのは誰なんだろうと想像したときに、高齢農

家、今結構様々な地域で、地方農村での高齢農家、かなり営農自体も厳しいような状況も聞き受けております。そういった中で出る意見、過去の話等も踏まえますと、大体個の主張になるのかなと。では、それが未来の話になるのかであったりとか、それ以外の話す人間というのは、では誰なのか。農家ではない、農村に関わっていない若干若手、そうはいつでも40、50、60代ぐらい、若しくはその子供たち。何なら、その土地の権利だけを持っている、土地を所有はしているけれども、親から強制的に引き継がれた、そこに住んでいない人たち。そういう人たちの中で農村の未来の話が実際できるのかということ、もう絶対ならないだろうなと。それが、では解決になるかということ、解決策なんか絶対出ないだろうなというふうに私は見受けております。

そういった中で言うと、ある程度強制力であったりとか、ルールを持った上での行政主導の取組であったりとか、若しくは民間の成功事例等をどんどん引き合いに出して、極端な話、本当に農村を守る、若しくはその上で畑を守っていくんだという意見が出るのであれば、極論、管理義務であったりとか、個人・法人問わない農地であったりとか、雇用を拡大しようとする人への強い支援みたいな形にしていった方がはるかに有意義であるんじゃないかなと思いました。

また、中山間地域という部分で、先ほど齋藤委員も言われたとおりですけれども、平野部でもほぼもう同様の事態が起きているのではないかなとなったときに、井上委員等からもありましたけれども、「選択と集中」という言葉もありますとおり、本当に中山間地域、平野部問わず、農業・農村という意味においてはあまりにも様々なパターン、幅があり過ぎるかなと思います。

そういった中で言うと、例えばランク分けして、しっかり優先順位を作る。その上で支援の幅を作る。それをもっともっと視覚化する必要があるのではないかな。例えば、今ある現存のもので言うとハザードマップみたいな形で、ちょっと言葉が悪いんで、それを農村に置き換えるのはどうかと思いますけれども、そういった分かりやすいマップのようなものを作ることで、どこが、どういう地域で、そこがランク分けして、レイヤー分けされていて、ここに住む人であればこういった支援があるとか、支援の幅も分けたりできるのではないかなと思っておりました。

環境についてなんですけれども、環境については具体的な政策というのは様々あるかなと思うんですけれども、基本的には消費者の意識改革、また教育に尽きるかなと私は思っております。とにかく消費者、また需要が変われば生産者も変わらざるを得ない。生産者

も選ぶ、選ばないの選択肢がなくなるような形で有機栽培なり有機栽培の方向に行かざるを得ない形になると思います。ただ、同時に消費者意識からかけ離れた生産体制というか、価格帯ですね、そういった形。価格帯では、どれだけ消費者が学んだり変わろうというような価値観を持ったとしても、優先順位が高い、生活という部分を選ばざるを得ないような状況になると思いますので、農家にとって環境に配慮した栽培の方がよいとなる情報提供とか仕組み、あとは安く農家が、例えばみどりの食料システム戦略に向けての有機栽培に向かえるような形、仕組みというものが必要になるんじゃないかなと思いました。

私からは以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、三輪委員お願いします。その後、真砂委員に発言いただいて、また今度、オンラインの方に移りたいと思います。

○三輪委員 三輪でございます。御説明ありがとうございました。

まず、農村のパートについて1点申し上げたいと思います。

先ほど茂原委員が御指摘いただきましたように、農業・農村両輪で一体的に進めるというのは、私も正にそれが不可欠だというふうに思っております。

一方で、非農業者が増加したり、農村人口自体がシュリンクしている中で、農業振興と農村振興をそのまま直結、2つの両輪をそのまま1つの軸で結ぶという形になると恐らくスピンしてしまいますので、今の状況、時代に合わせた形では一体的な運営というのが必要なんだと思います。

その中でいきますと、先ほどからいろいろな委員が言及いただいているように、どのような農業をどこでやるかという、その棲み分けであったり役割分担というのが必要かなというふうに思っております。

まず、持続的かつ儲かる農業を行う方々に対しては、そこに対しては農地の集積、当然重要だと思いますし、前回も申し上げましたが、外のプロの力をどう借りるか、農業支援サービス事業体などの力を借りながら、そういうふうな意味での多様な力を結集して、儲かる農業を持続的に営むというのが必要と思っております。

一方で農村の人口、農村の社会若しくは経済を維持するためというところでは、例えば半農半Xであったり二拠点居住のような方が農村で活動いただくというのも重要な視点だと思っております。ただ、この方々は儲かる農業を徹底的に追求するというよりは自給的であったり、若しくはローカルな食料供給といった形で役割が違うということはき

ちんと明確化した上でのそれぞれに対する適切な支援策が必要かなど。全て同じような形でやっていくと、恐らく両者間でのハレーションが起きるのかなと思っております。

また、そのような農村振興の観点でいきますと、6次産業化であったり農山漁村発イノベーションのような、農業者以外の方が農村で活動いただける仕組みというのはどんどん作っていくということが大事だと思います。

3点目のところが、なかなかそのような農業を継続するのが難しいところにつきましては、超高効率、若しくは無人での粗放的な農業というのが必要だと。先ほどから各委員が御言及いただいているとおりにかと思っております。放牧であったり、若しくは耕畜連携の中では無人の飼料栽培であったり、エネルギー作物の栽培であったりというところは必要になると思いますので、農地の状況、農村の状況を見極めた上での新たな利用のゾーニングをし直すというのが大事かと思っております。

環境面については、簡単に2点申し上げたいと思います。

TCFDの中で食品関連企業も含めて、GHGの排出量を公表しないといけないという形になっておりまして、特にその中のScorp 3の一つとして、原材料調達におけるGHG排出というのも今後更に義務化の方向に向かっていくというふうに考えております。

その中で、今の仕組みですとGHG排出量が少ない、環境に優しい原材料を調達しても、それをなかなか企業が企業全体のGHG排出量の削減につながったということを今はなかなか打ち出しにくい状況になっております。そこは原材料のGHG排出量の見える化とかを農水省の方で更に進めていただく、若しくはその排出量の結果をTCFDの中でうまく使えるような仕組みを作っていくということによって、GHGの少ない、環境に優しい農産物を原材料として積極的に調達していますという需要家を増やすことができるというふうに思っております。

もう1点、先ほど井上委員にも言及いただいておりますが、日本の農業技術、今海外からの注目度も非常に高まっているというふうに感じております。私もちょうど直近でも、ASEANのある国から日本のスマート農業技術を国として導入していきたいからアドバイスが欲しいといったことも現地政府から言われておるところでございます。正にアジアモンスーン地域などでリーダーシップを発揮するような、儲かるかつ環境に優しい持続的な農業のリーダーとしての日本の役割というのは高まってきていると思いますし、これは農業分野での外貨の獲得であったり、若しくは、いざというときの食料安全保障のときの海外からの安定的な輸入にも資するものだと思っております。

一方で、先日から報道されておりますように、日本のスマート農業技術が中国に流出したということもございましたので、安心して日本の知財を海外で現地の方々と連携して花開かせて、日本の農業として更に潤っていくという、そういうようなモデルを作るためのルール作りであったり、若しくは各国との調整というのを進めていただくのが大事なのかなと思っております。

私の方からは以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、真砂委員お願いいたします。

○真砂委員 ありがとうございます。

先ほど茂原委員から、農村は国土の多様性を支える重要な存在だと。全くおっしゃっておりだと思っておりますけれども、一方で、これも前回も申し上げましたけれども、人口がかなりこれからどんどん減ってきて、日本の経済力が低下していく中で、日本列島の中でまばらに住んでいて、果たして例えば教育だとか医療だとか、そういう基本的な行政サービスが提供できるのかということ、私はかなり疑問ではないかと思っております。したがって、農村問題というのは農林省だけの問題ではなくて、国交省も含めた政府全体の、日本全体の国土計画の中でどういうふうに位置付けていくのかというような検討が是非とも必要ではないかというふうに思います。

それで、食料安全保障の観点から農地を守るということであれば、平場の農地についての転用許可制度、これの運用上の厳格化というのを、せっかく食料安全保障について議論しているわけですから、そういったものを打ち出していったらどうかというふうに考えております。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、大橋委員お願いいたします。

○大橋委員 ありがとうございます。

農村の部分でも資料で言及いただいておりますけれども、農村集落の存続が危機的な状況にあるという認識の中で、地域の話合いで支えていければよいと思っておりますけれども、それがそもそもできていれば、今のような危機的な状況になっていなかったということなんではないかと思っております。

そういう意味で、現状のRMOのような姿も重要だと思いますが、それよりもより強い取

組の姿勢を今回示すことが必要ではないかという感じがします。

関係交流の活性化ができるところもあると思いますが、全ての地域が面的に関係交流を活性化させるということは恐らく不可能でありまして、漏れるところが必ず出てくると思います。

そうした農村集落を含めて、残すことを真剣に考えるのであれば、受け皿としての法人経営体を認定法人化するとともに、その認定法人に対して農村の維持に関する関与の指定などを行うなど、あるいはそれに対する交付金の付与など、考えられることはあらゆることを手を尽くしていくべきなんではないかと思います。

また、こうした認定法人化のような仕組みは、以前議論させていただいている安定供給上の供給義務の話もあったと思いますけれども、そうした仕組みにも接続性がある形で使えることができるのかどうかというふうなことも検討に値するのかどうかと思っています。

齋藤委員からもありましたが、耕作されない農地が増えてくることが今後更に加速度的に出てくるといふことであるならば、まず今真砂委員おっしゃったように、農地の管理はしっかりやっていただいて、農地として使うということをやらないと、どんどん耕作放棄地が別のものに転用されるということにもなりかねないと思いますし、それは安定供給上、全くよろしいことではないと思っています。

同時に、農地の役割を緩やかに考えていくということが恐らく重要だろうと思います。齋藤委員からもSAFの話ありましたが、そうした燃料作物の栽培、あるいは促成でできる林業の栽培とか、そういうものでなるだけ農家の収入を上げていくということを考えていけないといけないのかなと思います。

また、井上委員からもありましたけれども、みどりの食料システム戦略の取組をしっかりとマネタイズする仕組みを作っていくという意味で現在議論されていると思いますが、GX推進法の中での位置付け、あるいはそのひも付けというものも考えられた方がよいのではないかと思います。J-クレジットのお話も議論の中で出てきていると思いますが、SAFの生産を担える事業者をしっかりと育てていくと。そして、儲かる農業をどうやって作っていくのかということも農業政策として、事業者の登場を待つのではなくて、掘り起こしをしていくというふうな、もう少しプロアクティブな姿勢も求められるのではないかなというふうに思っています。

以上です。ありがとうございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

オンラインでは、ほかにはよろしいですね。

それでは、また会場に。さっき手を挙げていらっしゃったのは、では二村委員、寺川委員、清原委員、合瀬委員ということでお願いします。

○二村委員 私からはまず農村について意見を2点申し上げたいと思います。

1つは、これまでのほかの委員の皆様からの議論にもありましたが、農村の政策というのは農業者の方だけのものではないということを改めて感じております。農業をされていない方とか、土地を、農地をそこに持っていないような方も含めて施策を考えることが必要だと思います。もし基本法の中で何らかそういった記述を補強することで、施策がやりやすくなるのであれば、そういう補強をするのもいいのではないかと思います。

それから2つ目ですが、農村の政策というのは本当に地域全体の政策なんだということも非常に感じています。土地をどう利用するかということであったり、あるいは暮らしのことを考えると、子育てだとか高齢者の方のことですとか、農業以外の問題もとても大きいということも感じております。

そこで、1つには自治体の役割はとて大きくなってくるとも思います。特に水路ですとか農道の保全のような労力が掛かるようなものについては、地域に住む人頼みとしないで行政の関与が必要なケースも出てくるかと思しますので、そういうことを何らか位置付ける必要もあるのではないかと思います。

それからもう1つは、行政や自治体ということではなくて、地域に住んでいる人たちがどういうふう話し合ったり、合意形成していくかということも非常に重要だと思います。そういう意味では地域の調整を担ったり、あるいは個々の人々が参加をするような形ということで、お隣にいらっしゃるので言いづらいのですが、JA・農協のような地域組織、地域に根ざした参加の組織というのは非常に重要だと思っていますので、そういった位置付けも必要なのではないかと思います。

それから、環境についてです。

環境のところは、これもこれまでの委員の皆様方の議論にもありましたが、環境配慮のコストというのはどうしても掛かるので、それをどういうふうに負担していくのかということだと思います。もちろん1つには、消費者が意識をすることで選択を変えていくということもあると思いますので、そういう意味では環境負荷ですとか環境に対する取組が見える化されているということは非常に重要です。消費者の選択を助けるものになると思います。

ただ、そのコストを環境意識の高い消費者だけが負担するという構造は限界があると思っ
ていまして、社会全体でどう負担していくのかということを見ると、これまで何人か
の方からコメントありましたようなクレジットのような形が社会的に整備されることは必
要かと思えます。ただ、私はそのクレジットにしても、任意の利用だとなかなか進まない
だろうと思っ
ていまして、やはり全体で、例えば炭素税のような形になるのか、あるいは
別のキャップをはめるような形になるのか、そこはいろいろな政策があると思っ
ていますが、
脱炭素しなければいけないような規制というんでしょうか、そういったものとセットでな
いと、ボランタリーなクレジットの利用ということだと限界はあると思っ
ています。

そういったものと組み合わせて、農業の持っている価値ですとか、環境に対する貢献と
いうものがちゃんと評価をされるようになることが必要だと思っ
ています。

もう1つは、実際の環境に配慮した農産物ということを見ると、最初の方で確かど
なたかおっしゃったかと思うんですけども、公共調達結構重要だと思っ
ています。学校給食
であったり、それ以外の公共的な調達のところでしっかり需要を作っていくというよ
うな
施策も必要ではないかと思っ
ました。

それから最後に、これは個人的にいつも悩ましいなと思っ
ていることがあります。それ
は環境に対する様々な取組というのは見える化されやすい部分とされにくい部分がある
ということを感じていまして、どうしても私たち消費者のところも、分かりやすいもの、見
えやすいものに引きずられてしまう傾向があるかなと思っ
ています。見える化されづらい
ような環境配慮の取組というものが評価をされづらいとか、あるいは環境配慮同士の中
で
トレードオフになってしまうような場合に、見える化されやすいものだけがどんどん進む
という
ようなこともあるのではないかと思っ
ています。進める上での留意点ということに
はなるかと思っ
ますけれども、最近議論を聞いている中での問題意識ということでコメン
トを
させていただきます。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

寺川委員お願いいたします。

○寺川委員 農村については今まで齋藤委員、井上委員、山浦委員からお話があったよ
うに、直接支払にしても全ての地域ができるわけではない。一定の取捨選択というか、線引
きも必要になってくるのかなという気がします。話合いでという話もありましたけれど
も、
これはどこの業界でも同じことで、なかなかまとまらなくて、合意は取れないんで、ある

意味では適切な定量の基準とか、そういうものをしっかり作って判断をしていかざるを得ないのかなというふうに思います。

その上で、一方で人がいなくなっていて、少なくなってくる中で、共同体ないしはボランティアの参加する人たちに、インフラの整備等々について、多面的機能の整備などについて任せるとするのは、なかなか難しいところがあるんだろうなど。これは将来、20年先を考えれば、企業とか法人とか、コミットメントを求めるような形で運営をしていった方がいいと思いますし、そういうインフラ関係の整備についての交付金とか、そういうものも出した方がいいと思います。

一方で、これらについて国民全体がコストが掛かっているという認識を持たせるということが最も必要かなというふうに思います。消費者、私自身はスーパーマーケットの役員もしていますけれども、今の流れを言うと、いろいろなSDGs、いろいろなことがありますけれども、やっぱり価格が一番センシティブなんです。何が起こっているかという、ナショナルブランドからプライベートブランドに変わっていつている。これはコストが、コストというか、価格が安いからという理由なんです。したがって、消費者の方々にこの価格、コスト、これはどうなっているのか。こういう価格になる納得性を、理解してもらう、納得性をちゃんと分かるような形で提示してあげることが選択、消費者の行動の選択につながるのかなというふうに思います。

また、環境については大きな異論はございません。

あと1つだけ言うと、鳥獣対策ですけれども、土地が荒廃していくと、鳥獣に林地等々侵食されていく。これは畑にしても問題でしょうけれども、鶏舎とか畜産農場は人手のない所に置かれています。そういう観点から言うと防疫体制で大きなリスクをはらんでいくことになると思います。

自然環境との調和というのは大きなテーマではありますが、特定地域にAI・DX、いろいろなことを使う必要があるでしょうけれども、鳥獣を囲い込むような施策も必要になってくるのかなというふうに考えます。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

清原委員、その後、合瀬委員、そして中家委員でお願いします。

○清原委員 私は農村について1点と環境について1点述べたいと思います。

まず農村の方なんです、事務局資料ですと5ページ、9ページ、12ページあたりに関することなんです、多くの方が今コメントされていたかと思うんですが、農村の政策は本当に農村だけで閉じていないということです。

まず、5ページの中頃の、一番目の矢印の下あたりに書いてある文章です、「農村に人が住み続けるための条件整備」という文言が出てきているんですが、これが例えば情報通信環境を整えるだけではなくて、先ほども出ていた医療とか教育とか小売とか、そういった生きていくためのインフラをきちんと整える必要があるんじゃないかということです。それが9ページ以降の今後の施策に反映させてもらいたいとは思いますが、ただし12ページに以前私が発言したコメントをちょっと載せていただいているんですが、現実的にそれを全部農村に今備えていくことが可能かということ、そうではない。先ほど真砂委員の方から、人々がまばらに住んでいる中で、全て教育や医療のサービスを提供できるのかというのは現実的でないというようなコメントがあったんですが、それを含めて私が必要だなど思うのが、地域というか、周辺の地方都市を含めた地域のエリア、地域圏と言えいいんですか、そういったものを含めた地域計画が要る。真砂委員は「国土計画」という表現をされたんですが、農村に閉じない地域計画というのが必要になってくる、地域政策が必要になってくるんじゃないかなというふうに思いました。そのためにデジタル技術を使ったり、公共交通を整えたりというような手段を整えるというような仕組みが要るんじゃないかと思いました。

このことは最初に茂原委員がおっしゃった、農業者を含めた住民の暮らしの場が農村であるということ、それから香坂委員がおっしゃった給食に、遠足で行ける範囲の食材を入れることに何か加点をしたらという、これなんかも聞いていましたら、地域と、農村と都市をうまく接続していくような考え方につながると思いましたので、今言ったインフラのこともそうなんですが、今回、「都市交流」という言葉がたくさん資料にあったんですが、農村と都市を接続していくような考え方の施策が要るんじゃないかなというふうに思いました。これが農村についてです。

環境の方は、今度は5ページ目の方だと思うんですが、環境の5ページ目、それから7ページ目あたりのことなんです、「食品産業も含めた環境負荷を下げっていく持続可能性の実現」というのが文言に入れていただいたのは大変よかったと思っています。

10ページの(3)の文章が大事だと思っていて、「持続可能な食品産業」の中に「食料システム全体で政策のグリーン化を進める」。このことが、例えば「環境に配慮し

た原料を調達する」という言葉、それから「食品ロスを減らす」という言葉、こちらも重要なんですが、これだけを達成したら持続可能な食品産業なのではなく、その製造の過程であったり、流通の過程で行われていることも重要なんだということがはっきり分かるようになるといいなと思いました。

例えば2024年問題、物流業界の問題に既に手が打たれているようなんですが、これは物流問題でもあるんですが、労働問題、働く人の人権にきちんと対処したというふうに捉えることもできるかと思います。こういう観点で人権にも配慮できる、そういったフードシステムを築くのだ、食料を供給するシステムを築くということを、そこまで範囲を広げて今後の政策は設計していく必要があるんじゃないかというふうに思いました。

私からは以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、合瀬委員お願いいたします。

○合瀬委員 本日いろいろな方々のお話を聞かせていただいて、特に農村のところについては皆さん認識は同じのようなので、特に言うことはありません。人を定住させる、若しくは今の人口を維持させるためにどういうことが必要なのかということについては、農村におけるビジネスの創出だとか、いろいろあるということなんだろうと思います。

私1つ気になっているのは環境のところでありまして、ここで取り上げるべきなのかどうか分かりませんが、今の畜産の在り方をどう考えるかというところは、ちょっと考えなけりゃいけないかなというふうに思っております。つまり、今年飼料が高くて、酪農の方々が大変な苦境に陥っているだとか、一方で鳥インフルエンザによって1,500万羽を超える鳥が処分されているというふうなことを考えるに、もともと畜産というのは、その地域にある草、草地資源をタンパク質に換える産業であったはずなんです。つまり、地域の中で循環しているものだったはずなのに、現在の畜産を考えると、効率化を求めて餌は海外から求め、1か所にたくさんの家畜を集めて飼育する方が一般的になっています。これがいろいろな問題を引き起こしているわけでありまして、こうした多頭飼育が、効率のみを追求した畜産の在り方が環境的にも持続的なのかどうかということについては一度ちょっと考えた方がいいのかなというふうに思っています。

みどりの食料システム戦略の中で、特にこの多頭飼育みたいな効率を追求した畜産の在り方みたいなところは特に触れられてはいないんですけども、ここは全体の中で環境も含めて、今の畜産の在り方というのは一度考えておくべきなんだろうというふうに思い

ます。

ほかの点については皆さんと同じような意見ですので、割愛いたします。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、中家委員お願いいたします。

○中家委員 ありがとうございます。

皆さん方の御意見を伺って、非常に参考になりました。その中で、先ほどもありましたが、「多様な人材の活用による農村の機能の確保」という、このところですか。その中で、「農業を副業的に営む経営体」、また「自給的農家が引き続き一定の役割を果たすことも重要である」ということで、先ほど何人かの方々がこのことについては良いということでございます。私もこれについては全く異論はございませんが、一方で、地域計画の中で多様な経営体の育成なり確保を含めて農業を続けていこうという意思のある方を「農業を担う者」と、こういうことで位置付けをされてございまして、また現行の基本計画では地域計画、それを支える農業経営体に「多様な経営体」というのが、これが含まれると、こう認識してございます。

従いまして、本日の資料で農村なり農地の文脈の中で、「多様な人材の活用」というのが記載されておりますけれども、この基本法の中で前回の農業の分野の中で「多様な経営体」というこのことが全く触れられていなかったと思うんです。従いまして、農業者として「農業」という、この分野の中でも「多様な経営体」というのを位置付けていただきたいと思っております。基本理念に定義されています農業生産の増大、これを図る上では、多様な経営体の持続的な農業経営が確保される。そのことによって農地なり農村が維持できるんじゃないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、13ページに、中山間地域への直接支払いを引き続き推進すると、こういうことで記載されております。中山間地、また離島など、ここにおける農業の振興や、また多面的機能の発揮、更には環境保全というような形でいろいろな施策があるわけでございますけれども、その中でいわゆる日本型の直接支払、この全体を基本法に明確に位置付けていただきたいと思っておりますし、その上で直接支払の施策を引き続き推進ということでもありますけれども、厳しくなる中山間地域の中で、改めて拡充ということにする必要があるんじゃないかなと思ったところでございます。

それからもう1点、先ほど柚木委員からもございましたけれども、都市農業についてで

あります。「都市と農村と交流」という、この文言は整理されておるんですけども、平成27年に都市農業振興基本法というのが出てございまして、その中に都市農業の果たす機能が6つの機能ということで表してございます。非常に重要な機能だと思ってございしますので、このことは是非ともこの基本法の中で、農業の分野でもいいのかなと思うんですけども、位置付けをしていただきたいと思いますのでございます。

それからもう1点、環境のところでありますけれども、この中で「持続可能な農業を主流化」という記載でございまして、その中でみどりの食料システム戦略であります。これは我々も非常に重要な取組だと認識をしておりますけれども、一方では6ページに「消費者の意識や行動が低調」という文言もあるわけです。先ほど山浦委員が申し上げておりましたけれども、みどりの食料システム戦略なり、あるいは環境に配慮された農業というのは最終的には消費者の理解がなくては、これはなかなか続かないし、持続可能な農業というのは実現できないんじゃないかなと思ってございしますので、是非こういういろいろな付加価値を適正に評価される、評価する、また理解するだけではなくて行動変容につながっていただくと。ここまでの取組が必要であると思ってございしますので、よろしく願いたいと思います。

以上であります。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

画面が私からは見えないんですが、手を挙げていらっしゃるの吉高委員ですか。ありがとうございます。

○吉高委員 発言の機会をいただきまして、どうもありがとうございます。

私自身、今後の施策の方向として地球環境が非常に真ん中に据えられたことは大変高く評価させていただいております。

ちょうど今日午前中に出席しました金融庁での金融機関の脱炭素検討会で金融機関向けのガイダンスなんか作っておるんですけども、森林吸収源のクレジット創出は、今金融機関でもサービスとして提供しておりまして、GXリーグの参加者はこういった生態系のカーボンクレジットの期待は高いです。かつ、多くの委員の方もおっしゃったように、経済価値をいかに市場の中に使うかということでは、市場メカニズムで評価され始めているということだと思います。今後、生態系サービスのクレジットですとか、市場メカニズムの中で内在化するための様々な手法が出てまいりますので、もう単なる多面的機能というだけではなくて、様々なデータを捉えて見える化していくことはもうマストかと思ってお

ります。

また、齋藤委員や井上委員が触れられておりましたけれども、例えば食料供給以外での持続可能性に関して農地の林地化というのがありますが、これは本当にバックキャストिंगで考えていかななくてはならないのではないかと考えています。もう本当に土砂崩れや洪水は予測できなくなっているの、自然界の変化に関しまして気候変動という、CO₂、下げる方ばかりが気を取られますけれども、今もう圧倒的に適応という分野が注目されておりますので、農村政策や環境問題に関しては長期視点で是非引き続き考えていただきたいと思っております。

私自身が自治体の脱炭素先行地域の提案の審査なんかしているんですけども、今本当に農業と関連したもの、農業を中心としたサステナブルツーリズムとか、災害防止、それからコンパクトシティと関連したものが大変多うございます。気候変動というのは、それだけではなくて、いろいろ今地政学リスクも高まっている中、人・資金・資源、これの今までのバリューチェーンを破壊してしまっているという状況では、この食料問題、本当にブラックスワン、つまり、もう事前に予測できない、その代わり起きたときの衝撃が大きいリスクというふうに金融機関も認識し始めていますので、是非、国内での閉じた問題ではなく、ホリスティックに考えていく事項として基本計画、基本法の中に位置付けていただければと思っております。

加えて、今回環境の中に人権、アニマルウェルフェア、プラスチックなど入っていますが、こういってところ、特に先ほどから畜産の話も出ておりましたけれども、サステナブルファイナンスにおいては非常に評価軸のレベル、上がっておりますので、是非強化をしていただきたいと思います。

最後に、価格感度の高い消費者行動の変容ということをおっしゃってございまして、どうしてもナッジなどに頼る政策が多うございますが、皆さんがおっしゃったとおり、プライシングに対する、強化した政策はもう本当に必要だと思っております。一方、大手小売の方では、今もう単なるESGのプレッシャーだけではなくて、つまり調達の食料品から飲料品、こういってところの企業とプラットフォームを立ち上げて、とにかくコストとして考えるのではなく、要は高収入を上げるための品質を見せるというオプションを今実際に始めておりますので、こういってところでも生産者側も一緒になってやっていけるようなフードチェーンができたかなと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

これで今日御参加の委員の皆様、私以外ですけれども、全員御発言いただいたと思うんですが、初めの方で御発言いただいた方で何か追加したいという方、途中で御発言いただいた方でも結構ですが、ございますか。

それでは、香坂委員。

○香坂委員 すみません、一言だけ。農業新聞が4月9日に中山間の「山地（さんち）ラベル」と読めばいいのか、山の地のラベルを導入しようという記事があったりして、そういう同じ環境的なラベルとか、温暖化のラベルとか、生物多様性のラベルとか、いろいろなラベルの議論がある中で、そういった地域とか、あるいはGIみたいに地理的表示みたいなものとの組合せみたいなものも一つ選択肢なのかなと思います。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、真砂委員お願いします。

○真砂委員 今日のテーマとちょっとずれるのかもしれませんが、先月、某月刊誌に「日本の食が危ない」という特集がありまして、東大の鈴木さんという方が寄稿されておられるんです。私も読んだんですけれども、例えば、日本は今や世界で最も農薬の基準が緩い国になってしまったとか、あるいは2017年末に発がん性のあるグリホサートの残留基準値を極端に緩和したというようなことを指摘しているんです。

この農薬の残留基準というのは厚労省の話かもしれませんが、政府というか、行政はこういうのがあったときに、しっかり反論するなり、科学的根拠に基づいて説明するなりしないと、消費者はこれを信用して、何かスーパーで買う食材が危ないんじゃないかというようなことを思いがちだと思うんです。そこは政府とか行政の仕事として、しっかり先ほど申し上げたようなことをして、消費者に安心を与えるとか、安心してもらうことが是非必要ではないかというふうに思いましたので、一言申し上げた次第であります。

○中嶋部会長 ありがとうございます。これは御質問のように私は受け止めたんですけれども、こちらは消費・安全局でよろしいですか。

○消費・安全局長 消費・安全局長でございます。

今手元に資料がございませんので、それぞれの個別の反論というのは今ちょっと申し上げられませんが、非常に偏った見解であるということは事実でございます。その点、御指

摘のとおり、我々としてもしっかりとしかるべく説明をしていく、消費者に誤解を与えないようにしていくということが必要だということは御指摘のとおりだというふうに考えております。

○中嶋部会長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがですか。

そうしましたら、皆様方の御意見を全体伺っていて、まず事務局から御提案された今回の環境、それから農村に対しての取りまとめの方向ですか、これについては大枠としては大体御賛同いただいているのではないかと思いました。ただ、その中で、幾つかの面で楽観できないというご指摘もありました。

1つの例を挙げると、地域の中で話し合いをして、振興していくのは、もう既に人が減って、ある種の地元力、地域力というのが下がっていて、今できていたとしても、何年か経てみたら、それが、それこそ持続可能ではないんじゃないかという悲観的な御意見も幾つか示されたと思います。そしてそれだけではなく、そういった面に対してのある種の手当てといたしましょうか、新しい取組も含める必要があるんじゃないかという御提案なんではないかなと私は思っておりました。

もう1つは、全体的に対応するのではなくて、ある種の選択と集中なり、線引きなりという、かなり冷静な判断も必要なのではないかという御意見も出てまいりました。これは楽観論と悲観論という、こういう政策論の場合には常に存在するものだと思うのですけれども、そこについての御意見は今のところ両方あると思います。

それから、多様な農村を維持していく上での多様な担い手の議論ですが、これに関してはおおむね皆様から御支持をいただいたと思っております。

それで、そこに関連して中家委員からは、農業についても多様な担い手ということに踏み込むべき、拡大して考えていくべきではないかというような御意見もいただいたところでございます。

これからはちょっと私の意見になるんですけども、茂原委員からもお話があり、それからほかの委員からもお話のあった、農業と農村の施策は一体的に進めるべきではないかということの本質は、今日の取りまとめの中にありましたとおり、農地や水などの維持管理を農業は行っていますが、それを実のところ担っているのが農村という場、それから農村に関わる人々だという事実、現実ではないかと思っております。

今後、農業構造が大きく変わってきたときに、その枠組みが場合によっては大きく変

わってしまうのではないか。農地、農業用水の維持管理が持続的に行われなければ、農業生産そのものは持続的に行われたいというところで、全体のフレームワークを大きく変えていく必要があるようにも思います。

そのときに齋藤委員からは、法人化した担い手の方々に維持管理に強く関わっていただきたいという地元の要望があるということも御披露いただきましたが、今後それが実現可能なかどうかというあたりも少し検討していただければなと思っております。それについての幾つかの解といいまじょうか、考え方は今回事務局の方から提案されているのではないかと考えています。

それから、農村の役割について基本法の中での政策の構成というのは3つの条文から成っていると思うのですが、多面的機能を発揮していく上での農村の役割というあたりについて少し今後踏み込んだ議論が必要なのではないかなと私は考えております。

条文の中で農業の自然循環機能というものもございませう。今日御指摘いただいてもいると思うんですが、農業の自然循環機能の維持・増進は、農業活動を行うことによって促進されるということだと理解しておりますけれども、それを実際に現場で担っているのは、実は農村の組織、若しくはコミュニティといった部分が大きいのではないかなと聞いております。

かつては、農家は農村のメンバー、全てが農村のメンバーであり、農村活動は農業と一体的に行われてきたわけですが、先ほど問題意識として私が触れたとおりに、もしかするとその部分が分離していくのではないかなと聞いています。

自然循環機能の部分が実は多面的機能を発揮させる上での根幹であるということであるならば、この部分をいかに健全に回していくのかというあたりの今後の制度の再設計といったものについて私は強い関心を持っているところであります。

それから、あとは環境問題に関しては最終的には消費者の意識が非常に重要であるという御指摘もいただきました。それについて実際に消費者の意識が環境問題の解決につながっていくためには、例えば価値の見える化をすることとか、それからそれをマーケットに組み込んでいくような仕組みづくりをするといったようなこともお話がございました。

ただ、それが現実のものとなるためには、基本的に教育のような形で理解を進められなければいけませんので、それについての施策も必要ではないかと皆様から御提案いただいたことに合意したいと考えております。

すみません、ちょっと取りまとめとしては余りうまくいっておりませうけれども、この

ような御議論があったのではないかなと考えておるところです。

ほかに、最後に御発言いただける方はいらっしゃいますでしょうか。

今日の御議論について、まとめはしませんが、何か最後に追加したいということはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の御議論はここまでとしたいと思います。

事務局の方から何か御発言はございますか。よろしいですか。

では、一旦ここで切りまして、追加で消費・安全局の方から御発言をいただきたいと思っています。

○消費・安全局長 すみません、先ほど個別のお話とは申し上げましたが、せっかくの機会の場でございますので、1点、先ほど御指摘のありました、先月ある月刊誌での論文において指摘されていた事項について御説明をさせていただければと思います。

指摘としましては、2017年にいわゆるグリホサート、農薬でありますグリホサートの残留基準値を緩和したのではないかと、緩和したというような御指摘があったわけでございます。

事実関係として、2017年にこのグリホサートの残留基準値の見直しを行ったというのは事実でございます。ただ、全体として、この食品中の残留農薬基準値につきましては食品衛生法に基づいて、科学的知見に基づいて人の健康を損ねるおそれがないように設定されているという、これは大前提としてあるということでございます。

先ほど申し上げました、2017年におけますグリホサートの残留基準値の改正につきましては、国内で新たな製剤が追加されてきている等を踏まえまして行ったものでございますが、国際基準、いわゆるCodexの基準等と整合させたものという、基準を整合させたものということでございますので、一部品目について基準値が改正前よりも改正後が高い基準値が設定されているものはございますが、あくまでもCodex、国際基準等と整合させたものであるということで、最初に申し上げましたとおり、安全性に影響を与える改正では全くないということでございます。

こういった点、個別の点等含め、今後ともしっかりと説明をしていきたいというふうに考えております。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題はここまでといたします。

事務局から次回の日程についての御説明をお願いいたします。

○政策課長 では、次回の基本法検証部会は4月28日金曜日の13時半からを予定しております。議題は、基本計画について御議論いただくということで、詳細につきましては、調整がつき次第、また御連絡したいと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、本日の食料・農業・農村政策審議会はこれで閉会といたします。どうもありがとうございました。

午後3時29分 閉会